

高松市自治基本条例についての市民と市長の意見交換会

日 時	平成21年10月25日(日) 午前10時00分～11時30分
場 所	市役所本庁13階 大会議室
出席者 (市)	○市長 ○企画課長
	○市民政策部長 ○地域政策課長補佐
	事務局 9名
市 民	約50名
概 要	(1) 開会 (2) 市長あいさつ (3) 自治基本条例についての説明 (4) 意見交換
意見交換 市民	住民の定義についてであるが、「通勤し、通学」する者を市民とするのは無理ではないか。高松市に市民税を払い、まちづくりをしている市民と、通勤通学してきているだけで、まちづくりの一部に参加する者を同じに定義するより、むしろ参画か地域コミュニティ協議会の中で別に盛り込むべきでないのか。
市民政策 部長	住民の定義については、通常、住所を有するということが考えられるが、まちづくりという視点で考えると、法人も該当するし、その関係者にも参画してもらうという概念をもって、このような定義にしている。当然、税金を納めているかいないかということもあるが、この条例上では全て市民として同じように見ていくこととしている。
市民	地域コミュニティ協議会について十分に理解することが難しい。地域コミュニティ協議会の活動が活発なところもあるが、実態は連合自治会が主体となってやっている。これから地域の活動の中心となっていくこの団体を評価した規定をどこかに入れてもらいたい。「この協議会は住民自治の核として」といったような文言を入れてはどうか。 また、市民が自治の中心、まちづくりの担い手ということは結構であるが、市民の要望は様々であり、いちいち取り上げて市民参画だとするのは大変だと思う。政策の立案から実施、評価まで市民が関わっていくということについて、手続き上のシステムをもう少し明確に規定した方がいいのではないか。
市長	コミュニティ関係については、まさに仰るとおりだと思う。地域コミュニティ協議会の位置付けが条文上で弱いのではないかとのことだが、条例上の技術的な問題もあるので、もう少し御意見を踏まえて工夫できるかどうか検討したい。総合計画に位置付けている「コミュニティを軸としたまちづくり」を進めていくために、

	<p>基盤の組織として地域コミュニティ協議会があり、そこと行政が協働でまちづくりを進めていくことになる。具体的な今後の地域コミュニティ協議会のあり方、連合自治会との関係などについては、この条例を受けて作ることを予定している「自治と協働の基本指針」の中で、具体的に明示していきたいと思う。また、この指針の策定に当たっても、住民の方々の御意見をお聞かせいただきたいと思っている。</p> <p>住民参画のあり方については、市民の意見を聞いて、それをうまくまとめる方法を具体的に決めるためにも、この条例をつくっている。パブリックコメントや住民投票といった参画の手段を条例上で位置付けることにより、市民の意見を聞く方法を明らかにし、施策や計画に反映させていくことになる。</p>
市民	<p>協働によるまちづくりについてであるが、行政側の情報公開をいかにきめ細かく行うかということが重要であると思う。この点は高松市は遅れているのではないかと。市民は結論だけを聞かされているという気がするので、情報の適切な公開を行うことによって協働のまちづくりが進むのではないかとと思う。</p>
市長	<p>情報公開が重要だという御意見だったが、私も同感であり、市の持っている情報を常に公開していく、あるいは過程の状態でも公開していく中で、市民の方からの御意見を吸い上げられるようにシステムを作っていくことが大切だと思っている。</p>
市民	<p>住民の定義についてだが、まちづくりの担い手に通勤者や通学者を含むのは分かる。だが、基本的に「市民とは」という規定の中に同列で並べるのはどうかといことで、もう少し検討していただきたい。</p> <p>情報公開、情報共有の問題については、市は決定したことを発表することを公開だと考えているのではないかとと思う。途中経過なしで、いきなり地域に持ち込んでくることがないように、企画、立案、検討、実施の各段階で情報公開を行っていただきたい。</p>
市民政策 部長	<p>市民の定義については、そういった御意見があったということで受け止めさせていただきます。</p> <p>情報公開については、政策の企画、立案等の各過程において行うべきということだが、立案部分についても、案が決まらなければ提案することはできないということも御理解いただきたいと思う。</p>
市民	<p>自治会の加入率が低いということに苦慮している。それぞれの地域で加入の促進のためにいろいろな策を講じているが、なかなか改善しない。マンションに住んでいる方はもちろん税金を納めている市民であるのだが、自治会に加入している人は大変少ない。このことについて行政でどのように考えているのか。</p>
市民政策 部長	<p>自治会の加入率の低下については、我々も非常に危機感を持っている。市としての対策として、マンションの開発業者に、入居者に自治会の加入なり自治会結成な</p>

	<p>りを指導するように要望している。</p> <p>また、市政への参画，まちづくりへの参画ということで，地域コミュニティ協議会というものを考えているが，これはある一定の地域に住んでいる人は皆，構成員になるというもので，ここが今までの考え方と違うところである。高松に住んでいる方は，皆どこかの地域コミュニティ協議会の構成員になっており，この地域コミュニティ協議会の活動を推進していくエンジンは自治会だと考えている。その自治会と地域コミュニティ協議会の関係をもう少し掘り下げるために，自治と協働の基本指針を作成する予定である。</p> <p>自治会の加入率低下を改善する妙案はなかなかないが，今回の条例は，まちづくりに市民が参画することを，努力義務ではあるが規定したことに意義がある。自治会などの任意団体は加入を断られればそこで終わりであったが，高松市の自治基本条例の中で，まちづくりに参画することが市民の権利であり役割なんだということが謳われているということは，参画を推進する上で武器として使えると思う。</p> <p>今日，ここにおいでいただいている方はまちづくりへの意識が高い方だと思う。マンションなどに住んでいて，普段はまちづくりに関与されていない方も，地域コミュニティ協議会の構成員になるので，そういう方にどうやって加わってもらうかということは，地域の皆さんにも一緒に考えていただくとともに，この条例を武器にして活用していただきたい。</p>
市民	<p>私はマンションに住んでおり，自治会にも入っていない。こういう立場の人間の意見は，どこに持っていけばいいのか。わざわざ自治会に入らなくてはならないのか。自治会に入っていない人間は冷遇されているのではないか。我々の知らないところで話が決まっているため，行政に対する意見をどこで言えばいいのか，教えて欲しい。特に，若い人の意見を聞けるような体制を整えるべきでないか。</p>
市民政策部長	<p>自治会未加入の方が全体で30%程度おられ，そうした方が意見を言いたい，参画したいとなった場合に，どうしたらいいのかということであるが，これについては先ほど御説明した地域コミュニティ協議会を位置付けていきたいと考えている。自治会に加入されているかどうかは関係なく，地域のまちづくりについての意見は，地域コミュニティ協議会に吸い上げてもらうことになる。</p> <p>市政への参画については，パブリックコメントや公募委員の募集などをこの条例で規定している。行政の企画立案等があった際に，パブリックコメントなどを行っているので，そこで御意見をいただくということが，まずは手始めということになると思う。</p>
市長	<p>個人の意見を反映させる手法としては，パブリックコメントや市長への提言などの手法がある。</p> <p>ただ，地域としてこうしたいという意見を市政に反映させたいということになれば，自分たちで自治会をつくっていただくか，既存の自治会に入ってもらわないといけない。そうしないと地域としてのサービスは受けられないと思う。何</p>

市民	<p>か意見を言いたいということがあれば、いろいろグループなどあるので、その中で活動するなどしていただきたい。</p> <p>用語の定義の部分についてであるが、最後の地方公営企業の管理者の前にだけ「および」があるが、これは使い方が間違っているのではないか。</p> <p>第12条に職員の責務があるが、職員の定義をしておいた方がいいのではないか。</p> <p>各項目の主語に市、市長、執行機関などがあるが、これで正しいのかどうか精査していただきたい。</p> <p>パブリックコメントというのは造語なのだろうか。辞書を引いても出てこない。</p>
企画課長	<p>「地方公営企業の管理者」で一つの執行機関を表す言葉と捉えており、ここでの「管理者」は「地方公営企業」にのみかかるものである。</p> <p>主語が市、市長、執行機関などの種類があることについては、それぞれ項目の内容に合わせて吟味し、使い分けている。</p> <p>職員の責務での「職員」は、執行機関の職員という意味である。通常、地方自治法では職員の場合は執行機関に対し補助機関という表現をしている。仰るとおり職員が何を指すのか分かりづらいが、執行機関の職員を指していると考えている。</p> <p>パブリックコメントについては、国が情報公開法を作る際に、広く国民から意見を募集しており、その際に出された通知文の中にこの言葉が入っている。高松市においても要綱に盛り込んでいるし、他市も同様に運用している。</p>
市民	<p>項目の23の中で、連合自治会についてももう少し明確に出してもらいたい。</p>
市民政策部長	<p>項目23についてだが、自治会加入率が低下していることを受け、平成14年ごろに連合自治会から、まちづくりを進めていくために何か手を打って欲しいと要望があり、それを受けて提案していたのが地域コミュニティ協議会である。条例の中で自治会について定義するのは難しいのではないかとということで、地域コミュニティ協議会を盛り込ませていただいた。その地域コミュニティ協議会と各団体との関係については、先ほどから申しあげている自治と協働の基本指針の中で盛り込んでいこうと考えている。</p>
市民	<p>先ほどマンションの方から、自治会加入についての話はないという御意見があった。それでは困るので、マンションの中に校区で行う行事のチラシやポスターを貼らせてほしいと申し出ていたのだが、なかなか壁が厚くて大変である。</p> <p>市長の話の中で、地方分権が進んでいるとの事だったが、地域にどんどん市の責任や権限がおりてきている。地域にはそれを受けるだけの人や財源がない。その中で、連合自治会は市と地域のパイプ役になるということは自覚しており、その役割は果たさなくてはならないと考えているので、どういった作業をどういった手順で地域でやるのが可能かということを経営側でも良く考えていただきたい。行政が一方的に考え、地域におろすようなことは避けていただき、そのために、一緒に考</p>

<p>市民政策 部長</p>	<p>える機会を持つように御配慮いただきたい。</p> <p>仰るとおりであるので、我々としても、地域の皆さんの御協力を得て、一緒にまちづくりを進めていくということを肝に銘じてやっていきたいと思う。</p>
<p>市民</p>	<p>自治基本条例の市民委員会の委員として勉強させていただいた者である。</p> <p>地域で民生員をする中で感じることであるが、自治会活動の中で人材の育成、後継者の育成ということ、特に若い人の活力というものが大切になってくる。自治会活動に魅力がないと、若い人は関わってくれないと思う。70%という自治会の加入率の促進についても重要だと思うが、自治会に入れば権利も得られるが義務も発生する。地域での支えあいが必要だと思うので、自治会に入って欲しいと伝える際には、どんなメリットがあるかということ伝えることも大切なのではないかと。</p>
<p>市長</p>	<p>今日の意見交換は限られた時間の中ではあったが、特にコミュニティ、自治会の関係を中心に、現状を踏まえた御意見をいただいた。確かに現在の高松の自治会、コミュニティの現状については、加入率が7割を切るなど、非常に厳しいものだと考えている。このまま自治の母体となる組織が弱っていくのであれば、これからの分権型社会において市民と市の協働のまちづくりというものは絵空事になってしまう。そのためにも、高松市自治基本条例というもので地域コミュニティ協議会について位置付け、これを基に協働と参画のまちづくりを進めていくというひとつの基本的な考え方が市民と市で共有でき、また、自治と協働の基本指針で具体的に連合自治会のあり方を定めるなどし、自治基本条例に謳っているようなまちづくりを進めていきたいと考えている。</p> <p>市からの情報提供も必要であるし、自治会というものは大変な部分もあるが、自治会に入っていればこういう良いところもあるんだということを広く周知していただいて、自治の和が広がっていくよう、御理解と御協力を賜りたい。</p> <p>この自治基本条例に書いてあることは当たり前のことであるが、これを実現しよう、実のあるものにしようとするのは、なかなか大変だと思っている。しかし、ある程度、こうあるべきだということは掲げているので、市民の皆さんと共通の目標に向かってよりよい市政運営をやっていければと思っている。</p>